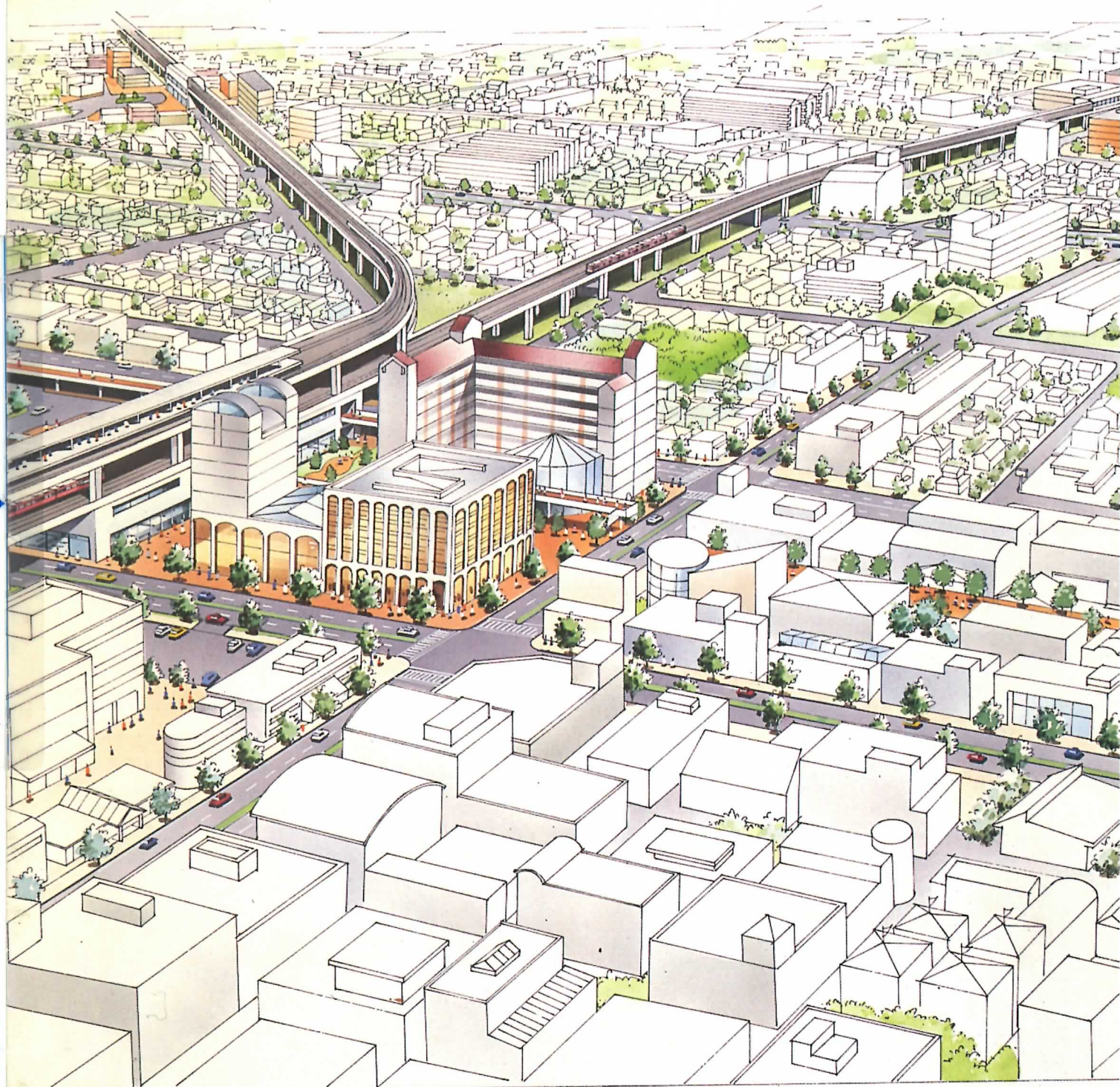


太田川駅周辺地区
まちづくりニュース

1997.11

おおたかわ

Vol.
20



心ゆたかな快適都市をめざして

平成9年11月

東海市都市開発部
中心街整備事務所

補償調査について

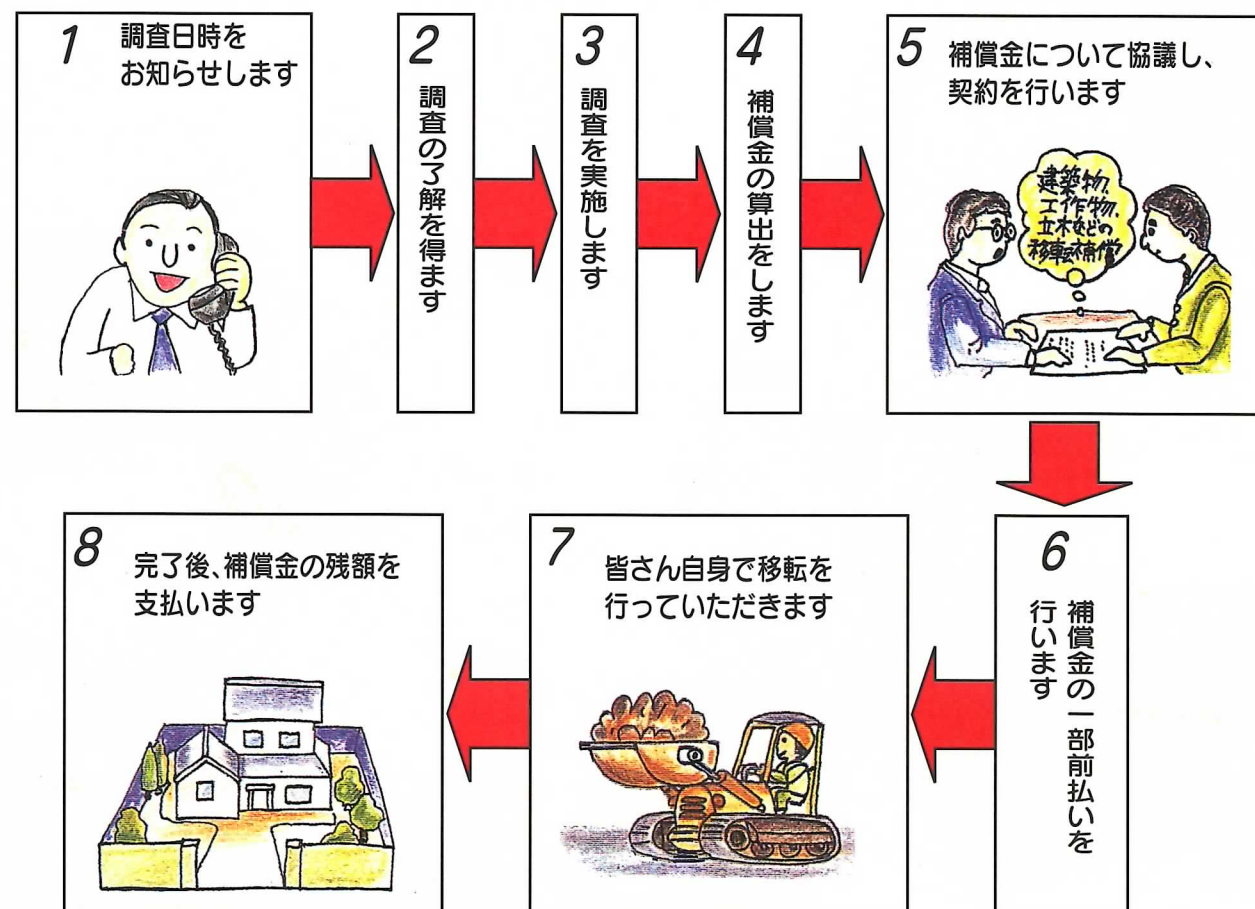
●補償調査の進め方について

仮換地指定が行われたことに伴い、今後は各種工事を行うこととなりますが、当地区ではまず、幹線水路の整備と太田川駅前線の整備を重点目標に工事を進めてまいります。当面は、この工事に支障となる建物の補償調査を実施します。

補償調査は事前に調査実施の日時をお知らせし、了解を得た後行います。その後移転工法を認定し、その結果に基づき補償金を積算し、権利者の方と協議のうえ契約を行うこととなります。

また、一般的に補償金は、契約を締結したのちに一部前払いを行い、移転工事の完了を確認したうえで残金を支払います。

このような手続きを踏まえるため、調査から移転完了まで通常2、3年かかることとなります。



いてのお知らせ

●補償調査の内容について

補償調査では、建物、工作物、動産、立木などの物件調査に合わせ、建物の建築年次や家族構成などの聞き取り調査も行います。

この調査は、建物の中に入って建物の部材など詳細な調査を行うこととなりますので、家族の方の了解を得ながら進めてまいります。

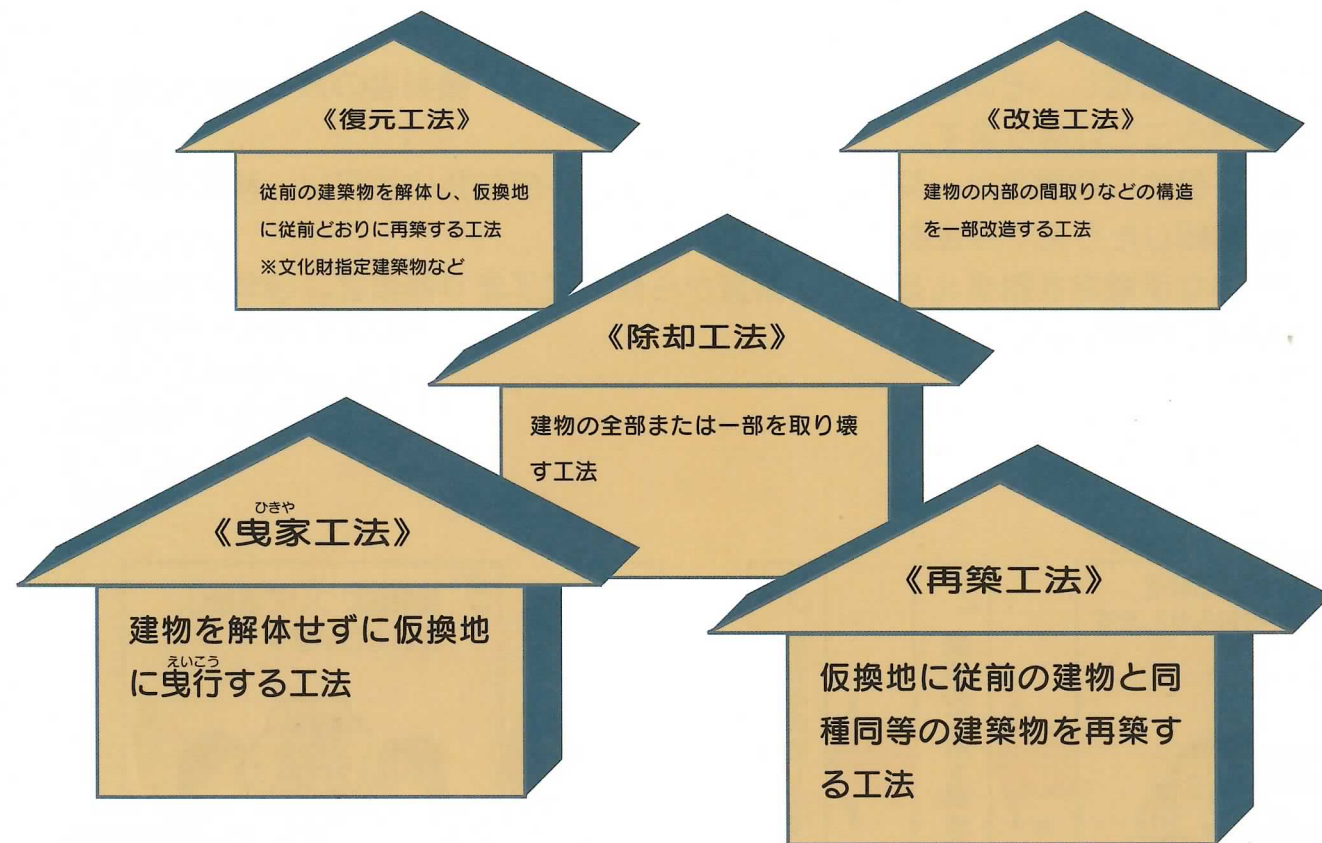
また、調査は市の職員の立ち会いのもと、市の委託した専門の業者が数人で行いますので、1件当たりおおよそ1日で完了します。



区画整理問答集5 『建物移転の工法はどのように決めるのですか?』

問. 建物の移転工法はどのように決めるのですか?

答. 補償調査を行った後、現在の建物の形態、構造、用途を考慮し、仮換地先においても従前の価値や機能を失うことのないように移転工法を認定します。
移転工法には次のようなものがあります。



ひきや ●曳家工法による建物移転のようす



高台4mから回転しながら曳行しています



手前に家を曳行しています

審議会選挙について

皆様の意見をより反映させるため、土地の所有者、借地権者および学識経験者によって構成される土地区画整理審議会が設置されています。

審議会委員の任期満了（平成10年1月17日）に伴い選挙を実施します。

つきましては、選挙を行うため選挙人名簿を縦覧します。

●選挙人名簿の縦覧について

選挙人名簿

土地の所有者・借地権者の氏名、住所、性別および生年月日が記載されています。

縦覧（東海市中心街整備事務所）
11月6日～19日

記載漏れ、誤りなどを修正します。

選挙人名簿の確定

この確定した選挙人については、選挙権および被選挙権が与えられます。ただし、被選挙権については未成年者などは除きます。

●審議会委員選挙の流れ

委員の選挙期日の公告
平成9年10月9日

選挙人名簿の縦覧
平成9年11月6日～19日

立候補者の届出
平成9年12月5日～14日（予定）

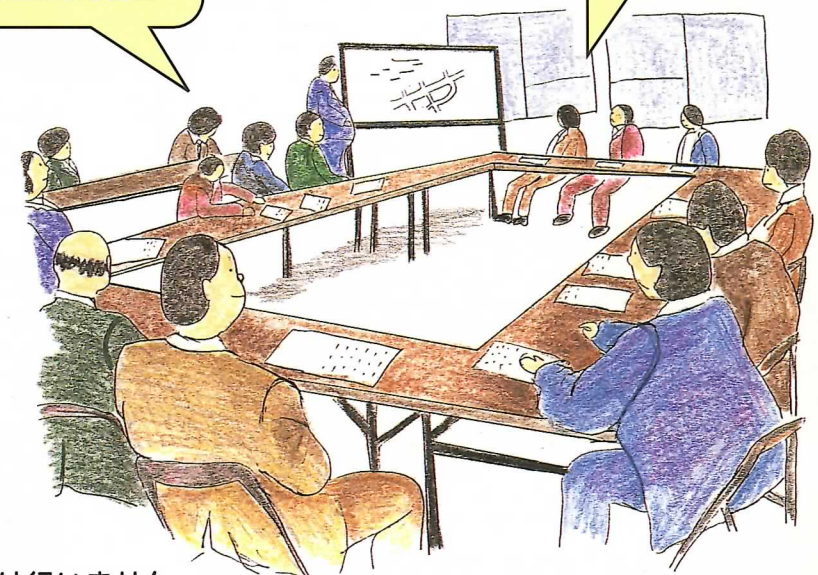
投票日（選挙期日）
平成10年1月11日

※立候補者が定数を超えない場合、投票は行いません。

任期…5年
定数…15名

学識経験者…3名
市長により選任

権利者の代表…12名
権利者により選出



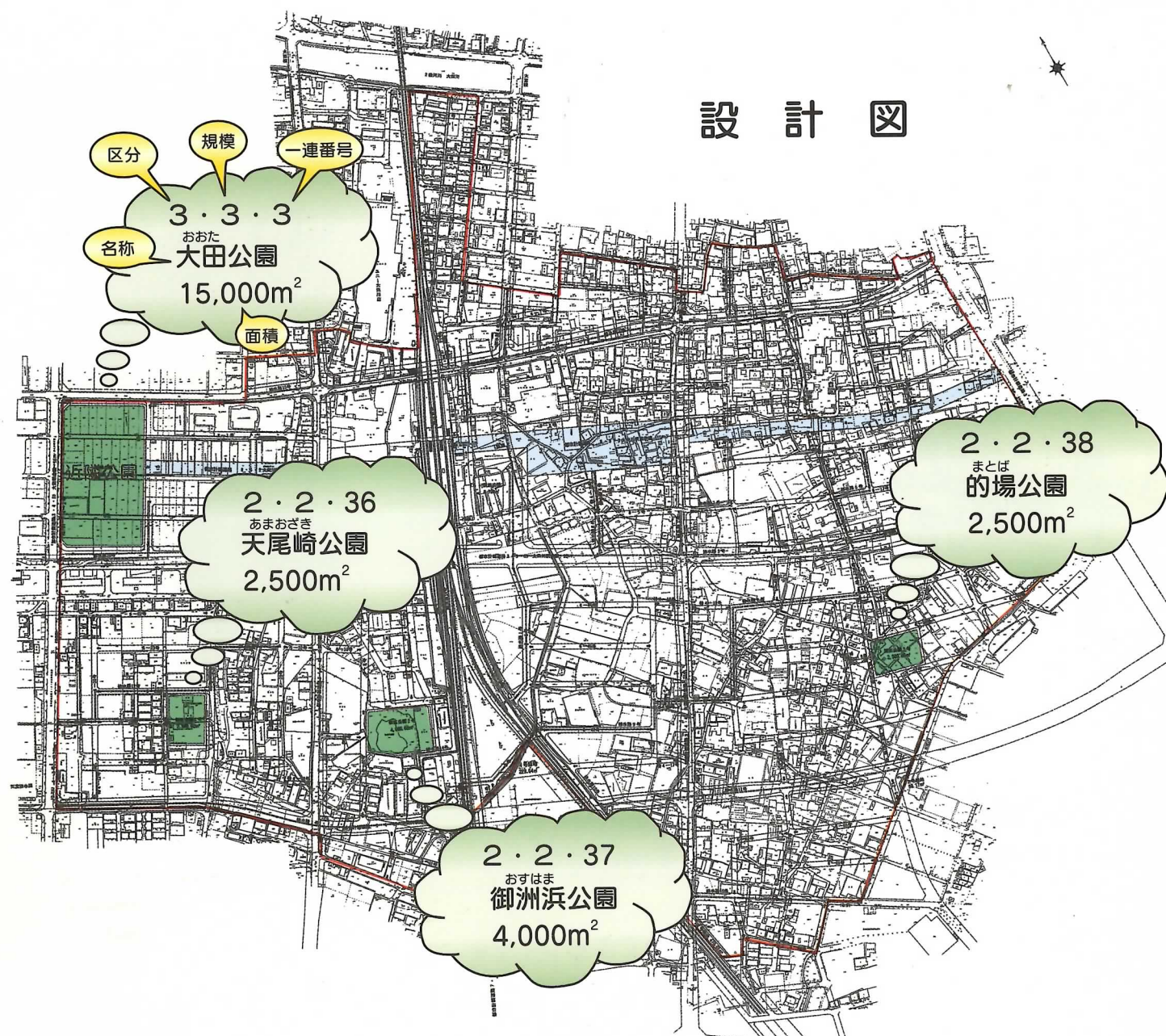
公園の都市計画決定について

事業計画では、地区内に住民のレクリエーションの場となる近隣公園を1か所、住民の憩いの場となる街区公園を3か所位置付けております。

このたび、都市計画法に基づき公園の面積、種別（近隣公園、街区公園）を決定することになりました。都市計画案（名称、面積）の縦覧は、本年11月に市役所4階の公園緑政課で行われる予定です。

公園の名称については、7月24日の土地区画整理審議会での「現在の地名を極力残したい。」という意見に基づき、以下の案にまとまりました。

設計図



着々と進む仮線工事！

●名鉄河和線鉄道高架について

愛知県では、大田町汐田地内から中ノ池一丁目地内までの1.9kmで、名鉄河和線の鉄道高架事業を進めています。本年度末には、仮線工事が完了して、仮線での営業が開始される予定です。

仮線切り替えと同時に本線工事に着手して、12年度当初までに高架化を完成、引き続いて仮線を撤去し、都市計画道路瀬戸大府東海線から国道155号の間の鉄道西側に幅員6mの側道を整備して、12年度末に事業完了の予定です。

名鉄河和線鉄道高架事業スケジュール

H5年度	事業認可、用地買収始まる
H8年12月	仮線工事着手
H9年度	仮線工事完了、仮線営業開始 本線工事着手
H12年度	本線工事完了、本線営業開始 仮線撤去、側道整備、事業完了



◎太田川駅南から高横須賀駅方面を望む

◎仮線高横須賀駅ホームから中ノ池方面を望む



■土地の立ち入りについてお願い

現在、市では仮換地指定に伴い建物等物件調査などの業務を進めています。

この業務のため皆様の所有地に市職員または委託業者が立ち入ることがありますが、ご理解とご協力をいただきますようお願いします。

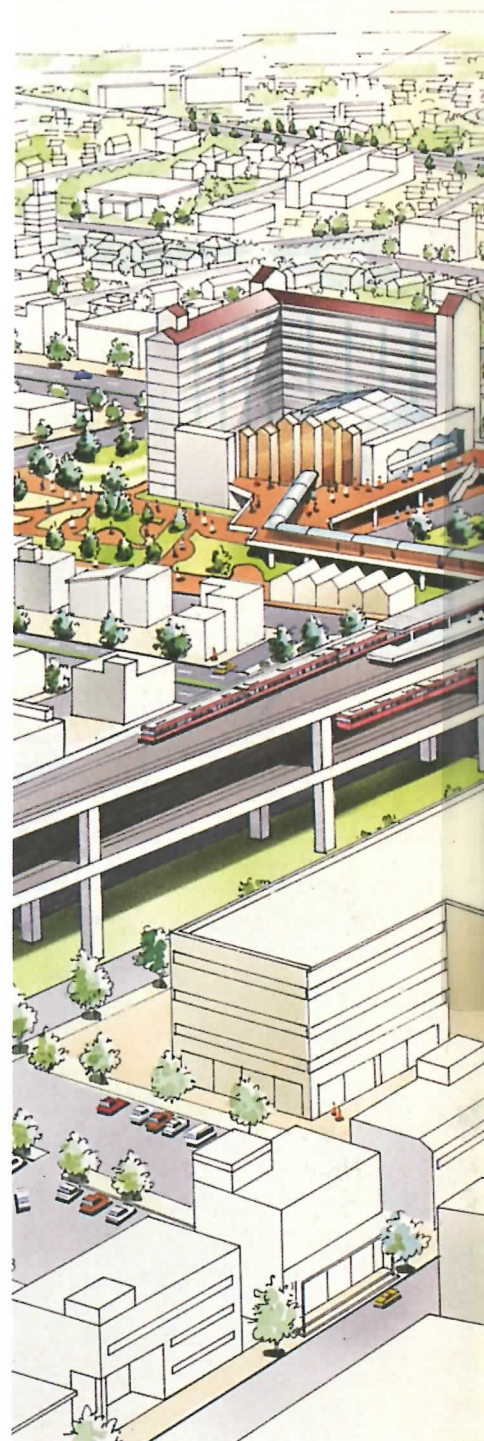
■建築工事などされる方は、事前に市へご相談ください。

まちづくりを進めるためには、皆様のご理解とご協力が必要です。

建築や工事が無計画・無統制に行われますと、まちづくりの障害となるばかりでなく、計画的なまちづくりをすることができません。

施行地区内で、事業計画決定の公告の日(平成4年9月24日)から換地処分の公告の日までの間に、建築行為などをしようとするときは、東海市長の許可が必要です。

施行地区内(64.3ha)で建築行為などをしようとする方は、事前に中心街整備事務所までご連絡ください。



このニュースは、皆さんと市が一体となってまちづくりをするための資料です。大切に保存してください。